

~手話は大切なことば~

大切

モックルは「**大切**」の 学話をしています。

みなさんは「芋話」を知っていますか?

実際に手話をしているところを見たことがある人や、テレビで見たことがある人もいると思います。みなさんが、声を出して会話をしているように、質が聞こえない人は、手話で会話をしています。 手話は、手や指、体などの動きや、顔の表情を使って表す『自で見る大切なことば』です。



モックルは、「手話」の 手話をしています。

河内養野市では、「手語」や「手語を必要とする人たち」のことを知ってもらい、誰もが教心して、共に支え合いながら生きていけるまちを首指して、令和3年4月1日から「河内養野市手語語系例」を施行しています。

知ってください、こんな時に困っています

1 外見だけでは、聞こえない人か どうか気づいてもらえない



ばんのう **反応がないなと感じたら、「もしかしてこの人は聞** こえないのかな?」と想像してみてください。

3 窓口 (病院、銀行、レジなど) での 意思疎通が図りにくい



2 背後からの呼びかけ (白転車のベルなど) に気づけない



ただ。 肩をたたくなど合図を送ったり、自と目を合わせてから話しかけましょう。

4 電話に出たり、かけることが できません



文字で確認できるメールや FAX で連絡してください。 さいきんでは、スマートフォンなどのビデオ ララカでものうつかった。 通話機能を使って直接手話で会話することもできるようになりました。

みんなで手間をやってみよう!!

手話に親しむために、まずはあいさつなど簡単な手話を覚えてみましょう。
がないというです♪
の表情もつけて表現することが、とても大切です♪
みんなで一緒にやってみましょう!



ありがとう

左手の甲を上に向け、 を強った右手を が 直角にあてた右手を 上にあげる



うれしい

りょう て **両手を互い違いに** と下に振る



おつかれさま



゙さようなら



わかる

右手で胸を なでおろす



わからない



市の手話講座・体験教室

しゅ わ ほう し いんようせいこう ざ ・手話奉仕員養成講座

自己紹介、文法、手話のポイントなど、初歩 でき、きょうでき、しゅれぎじゅつ まなめ・基礎的な手話技術を学びます。

対象 入門過程 (手話を初めて学ぶ人)・基礎 課程(入門過程を修了した人)

しゅ わ きょうしつ ・手話 教 室

ェラット 手話をやってみたいけど、講座は難しそう。 そんな人のために体験教室を開催しています。 にちじ き しだい しこうほうし けいさい ※日時が決まり次第、市広報紙に掲載します。

・手話ステップアップ講座

しゅれ ぎじゅつ こうじょう め ざ 手話技術の向上を目指し、より実践的な手話 を学びます。

対象。手話奉仕員養成講座(入門過程、基礎課) 程とも)を修了した人

講座・教室に関するお問い合わせ

かわちながの しふく しぶ しょう ふく しか **河内長野市福祉部障がい福祉課** TEL 53-1111 FAX 52-4920

学話サークル

しゅっ がくしゅう 手話の学習だけでなく、耳が聞こえない人との交流・ ^{なかま たの} 仲間と楽しみながら手話を覚えることができます。

サークルに関するお問い合わせ

河内長野市社会福祉協議会 TEL 65-0133 FAX 65-0143

かわちながの ししゅわげん でしょうれい 河内長野市手話言語条例とは…

しゅ わーげん ご 手話=言語

■手話及びろう者※への理解 ■手話の普及 手話が言語であるという認識のもと、全ての市民が相互に人格や個 せい そんちょう ま 性を尊重し合いながら、誰もが安心して共に生きることができる地 域社会を目指します。

しゃ じょうれい しゅ たい にちじょうてき しゅだん もち ※ろう者…この条例では、手話を日 常 的にコミュニケーションの手段として用い、 ^{また もち} 又は用いようとする聴覚に障がいのある人をいいます。

かわちながの ししゅわげん ごじょうれい がいよう 【河内長野市手話言語条例の概要】

ょうれいせいてい いた じだいてきはいけい じょうれい ひつようせい め ざ ちいきしゃ 条例制定に至った時代的背景や条例の必要性、目指すべき地域社 かいぞう 会像などについて共通理解を促進するために、前文をおいています。

手話が言語であるとの認識に基づいて、手話やろう者への理解の そくしん しゅ ね ふきゅう かん し しみん じぎょうしゃ やくわり あき 促進・手話の普及に関し、市・市民・事業者の役割を明らかにする とともに、基本理念を定めて手話に関する施策を総合的に推進し、 すべての市民が相互に人格や個性を尊重し合いながら共生することが できる地域社会の実現を目的とします。

基本理念(第3条)

しゅ りがい そくしん しゅわ ふきゅう しゃ しゅ しゅ しゅ 手話やろう者への理解の促進・手話の普及は、ろう者が手話によ

るコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、全て の市民が相互に人格や個性を尊重することを基本として行わなけれ ばなりません。

市の責務(第4条)

市は、基本理念にのっとり、日常生活及び社会生活において手話 を使用することができる環境の整備に努めるとともに、手話に関す し さく そうごうてき ずいしん る施策を総合的に推進します。

しみん じぎょうしゃ やくわり だい じょう だい じょう 市民・事業者の役割(第5条・第6条)

市民・事業者は、基本理念にのっとり、手話やろう者への理解を 深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めます。

しきく すいしん だい じょう <u>施策の推進(第</u>7条)

した。つぎ、かかいしてく、そうごうてき、すいしん 市は、次に掲げる施策を総合的に推進します。

- ① 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する
- ② 手話による情報発信に関する施策
- ③ 手話による意思疎通の支援に関する施策
- 4 羊話を学ぶ機会の確保に関する施策
- ⑤ ①~④に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

かゎぅながの ししゅゎゖん でじょうれい ぜんぶん 河内長野市手話言語 条 例の全文はこちら

河内長野市手話言語条例





☎0721-53-1111 **△**0721-52-4920

□ shougaifukushi@city.kawachinagano.lg.jp